

主 文

被告人Aを無期懲役に、被告人Bを懲役30年に処する。

未決勾留日数中、被告人両名に対して各380日をそれぞれその刑に算入する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人A（犯行時18歳）及び被告人B（犯行時17歳）は、

第1 C、D、E及びF（以下、「共犯者C」、「共犯者D」、「共犯者E」、「共犯者F」という。）と共謀の上、令和6年10月25日午後11時14分頃から同日午後11時27分頃までの間、北海道江別市a町b番地甲公園（以下「本件公園」という。）内において、被害者（当時20歳）に対し、同人が共犯者Cに別れ話を持ち出したことをきっかけに制裁を加えようなどと考え、その腹部及び顔面等を多数回にわたり手拳で殴る及び足で蹴るなどの暴行を加え、その頃から同日午後11時47分頃までの間に、同所において、被害者が前記暴行により反抗を抑圧されていることに乗じて更に同人から金品を強取しようと考え、同人に対し、「血付いたべやお前、早く弁償代払えや。」「金払え。」「全部出せ。全額。」「小銭もな。」「クレジットカードもな。」「2000円で足りるのか。」「銀行カード今、あんのか。」「財布もう1回出せ。」「それにお前銀行カードあんのか。」などと言い、その頭部等を複数回足で踏み付けるなどの暴行脅迫を加え、その反抗を更に抑圧した上、その頃、同所において、同人から同人所有又は管理の現金二千数百円、同人名義のクレジットカード1枚及びキャッシュカード1枚在中の財布1個ほか1点（時価合計不詳）を強取するとともに、その頃から同月26日午前1時22分頃までの間、同所において、同人に対し、その顔面、腹部及び背部等を多数回にわたり手拳で殴る及び足で蹴るなどの暴行を加え、同キャッシュカードの暗証番号を聞き出し、同人名義の貯金口座から貯金の払戻しを受け得る地位を取得し、もって財産上不法の利益を得、その際、前

記一連の暴行により、同人に外傷性クモ膜下出血、硬膜下血腫、腰椎右横突起骨折、右腎臓損傷等の傷害を負わせ、同日午前7時44分頃、同市c町d番地乙病院において、同人を前記傷害に基づく外傷性ショックにより死亡させた。

第2 前記強取した前記被害者名義のクレジットカードを使用して商品購入の名目で商品をだまし取ろうと考え、共犯者C、共犯者D、共犯者E及び共犯者Fと共謀の上、

- 1 同月25日午後11時49分頃、同市e町f番地g丙店において、同店従業員Gに対し、真実は、同クレジットカードの正当な使用権限も同クレジットカードシステム所定の方法により代金を支払う意思もないのに、これらがあるように装い、同クレジットカードを同所に設置された電子決済システムにかざすなどして煙草10箱（販売価格合計5800円）の購入を申し込み、前記Gをその旨誤信させ、よって、その頃、同所において、同人から前記煙草10箱の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させた。
- 2 同日午後11時51分頃、同所において、前記Gに対し、真実は、同クレジットカードの正当な使用権限も同クレジットカードシステム所定の方法により代金を支払う意思もないのに、これらがあるように装い、同クレジットカードを同所に設置された電子決済システムにかざすなどして煙草10箱ほか1点（販売価格合計6203円）の購入を申し込み、前記Gをその旨誤信させ、よって、その頃、同所において、同人から前記煙草10箱ほか1点の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させた。
- 3 同日午後11時53分頃、同所において、前記Gに対し、真実は、同クレジットカードの正当な使用権限も同クレジットカードシステム所定の方法により代金を支払う意思もないのに、これらがあるように装い、同クレジットカードを同所に設置された電子決済システムにかざすなどして煙草5箱（販売価格合計2250円）の購入を申し込み、前記Gをその旨誤信させ、よって、その頃、同所において、同人から前記煙草5箱の交付を受け、もって人を欺いて財物を

交付させた。

4 同日午後 11 時 57 分頃、同所において、同店従業員 H に対し、真実は、同クレジットカードの正当な使用権限も同クレジットカードシステム所定の方法により代金を支払う意思もないのに、これらがあるように装い、同クレジットカードを同所に設置された電子決済システムにかざすなどして弁当 1 個ほか 8 点（販売価格合計 4740 円）の購入を申し込み、前記 H をその旨誤信させ、よって、その頃、同所において、同人から前記弁当 1 個ほか 8 点の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させた。

5 同日午後 11 時 57 分頃から同日午後 11 時 59 分頃までの間、同所において、前記 H に対し、真実は、同クレジットカードの正当な使用権限も同クレジットカードシステム所定の方法により代金を支払う意思もないのに、これらがあるように装い、同クレジットカードを同所に設置された電子決済システムにかざすなどして煙草 10 箱（販売価格合計 6000 円）の購入を申し込み、前記 H をその旨誤信させて同人から前記煙草 10 箱をだまし取ろうとしたが、同クレジットカードが一時使用停止となったため、その目的を遂げなかった。

第 3 前記強取した前記被害者名義のキャッシュカードを使用して現金を窃取しようと考え、共犯者 D、共犯者 E 及び共犯者 F と共謀の上、同月 26 日午前 2 時 3 分頃から同日午前 2 時 5 分頃までの間、2 回にわたり、札幌市 h 区 i 丁目 j 番 k 号丁店において、同所に設置された現金自動預払機に同キャッシュカードを挿入して同機を作動させ、I 管理の現金合計 12 万 7000 円を引き出して窃取した。
(量刑の理由)

1 本件全体について

本件は、共犯者 C と被害者との交際トラブルを契機として、共犯者 C と一緒にいた被害者を呼び出し、被告人 A が被害者に暴行を加えたことを端緒に、他の者も暴行に加わり、その後、金品奪取の意図を生じて、血が付いた服の弁償代を支払えなどと因縁を付けて、現金、クレジットカード、キャッシュカード等の金品

を執拗に要求して奪い取り、最終的に被害者からカードの暗証番号を聞き出すまで約2時間にもわたって、集団で無抵抗の被害者に対して殴る蹴るの苛烈な暴行を断続的に加え続け、前記クレジットカードを使用して煙草等を購入し、前記キャッシュカードによる金銭の引き出しを行ったもので、極めて残忍で悪質な犯行である。被害者は全身の血液量の約2から3割の失血による外傷性ショックにより死亡しており、特に被害者の頭部や顔面は出血していないところがないほど損傷がひどく、胃粘膜には暴行による急性のストレス反応として点状出血がみられるなど、暴行の激しさもさることながら、被告人兩名及び共犯者らは、全裸にした被害者の頭髪等に火をつけ、その様子を笑いながら撮影するなど殊更に被害者に屈辱感を与えており、暴行態様は、虐待的・拷問的なものであった。そして、最終的には、証拠隠滅のためとして被害者の着衣や所持品までも一つ残らず奪い去り、意識朦朧とする被害者を全裸で寒空の下に放置して死に至らしめている。被告人らは、被害者の死亡を覚知してからも被害者を嘲笑するようなメッセージのやり取りをするなど、事の重大性をまるで自覚していない。本件の端緒は、被害者と共犯者Cとの交際トラブルであり、無関係の者が、新千歳空港から江別市へ移動し、ほとんど面識のない被害者に対して多人数で暴行に及んでいるのであり、その経緯に酌むべき事情は何らなく、一方的に同トラブルに介入し、被告人Aの服に血が付いたのも同人の暴行が原因であるにもかかわらず、その弁償代等を要求するというのはもはや理不尽以外の何物でもない。また、被害者の死亡という結果が重大であることはいうまでもない。被害者は、長い間、男児の誕生を希望していた両親がようやく授かった長男であり、両親や姉に慈しまれて育った。真面目で頑張り屋、優しく穏やかでユーモアのある人物であり、大学入学後は、サークル、ボランティア、アルバイト、趣味にと充実した毎日を送り、共犯者Cと交際を始めると、初めて彼女ができた喜んで母に伝えてきたという。それなのに、20歳という若さで、その共犯者Cとの交際トラブルをきっかけに、虐待的・拷問的暴行の末、理不尽に命を奪われたのであり、その絶望感や無念は察す

るに余りある。被害者遺族らの処罰感情が厳しいことも至極当然である。被害者の父は、生前の被害者と二人で旅行に出かけるなどその関係は大変良好であり、大学卒業後の被害者の将来にも大きな期待を持っていたにもかかわらず、本件によりその期待は酷くも打ち砕かれた。被害者の母も、変わり果てた最愛の息子と対面した際の衝撃、火葬の際の身を切られるような悲しみを語り、息子と二度と会えないという現実にも苦しんでいる。被害者の姉は、生前の被害者ときょうだい仲がよく、近況を語り合ったり、将来二人で親を旅行に連れて行こうなどと話したりしていた。しかし、今後これが叶うことはない。こうした被害者遺族らの喪失感、悲嘆は筆舌に尽くし難く、慰める言葉も容易には見当たらない。以上によれば、本件は、強盗致死罪を含む事案の中でも最も悪質な部類に近いといえ、このような評価は、本件犯行に計画性がないことを踏まえても変わりはない。

2 被告人Aについて

被告人Aは、被害者と共犯者Cとの交際トラブルとは、何ら関係がなかったのに、被害者と通話をして、被害者がいる江別市へ向かうことを独断で決め、本件公園到着後には、率先して被害者と直接やり取りをする中で、早々に被害者への暴行を開始し、他の者がほとんど暴行に及んでいない状況で、自ら数十回にわたり被害者を殴る蹴るといった暴行に及び、金品の要求をも始めている。また、被告人Aは、終始自ら暴行を加えるだけでなく、暴行に加担していなかった被告人B及び共犯者Fを暴行へ誘引したり、共犯者Eに対して再度飛蹴りをするよう求めたり、被害者を全裸にして頭髪等へ火をつける、暴行を受けている場面などの動画を撮影するといった残忍な行為を提案したりするなどして暴行をエスカレートさせている。金品奪取の点についてみても、身勝手な理由で金品要求を開始するや、共犯者の発言を受けつつも、主に自ら被害者とやり取りをしながら、現金やカード等を執拗に要求し、10数える間にカードの暗証番号を言わなければ被告人Bに暴行させるなどと被害者を脅迫し、被害者が暗証番号を言うまで繰り返し被告人Bに暴行させるなど主体的に犯行に及び、最終的には被告人Aが「めし

行くぞ。」などと言ったことが、本件犯行の終了につながったものとうかがわれる。さらに、被害者から奪った2000円や、同人のクレジットカードで購入した煙草20箱を取得したほか、同人から奪ったキャッシュカードを用いて引き出した現金12万7000円の分配を決め、自身はそのうち9万円と利益の大半を取得している。加えて、犯行後には被告人Bと共に被害者のスマートフォンを破壊し衣服や持ち物を川に投棄するなどの証拠隠滅行為に及んでいる。以上のことからすれば、被告人Aは、本件犯行全体を通じて終始共犯者を主導して本件犯行に及んだものというべきであり、本件の主犯であるとの評価が相当である。

被告人Aによる暴行の回数や程度は、被告人Bと並んで他の共犯者と比べて圧倒的に多く、特に出血の多かった頭部、顔面への暴行も認められる。加えて、被告人Aに次いで暴行回数の多い被告人Bを暴行に誘引し、全てではないものの個々の暴行の指示もしていることをも考慮すると、死亡結果への寄与も大きい。

被告人Aは、被害者と共犯者Cとの交際トラブルを解決しようとしていたとするが、本件公園到着後は両者の話を十分に聞くこともなく早々に暴行に及んでいるのであって、経緯に酌むべき事情はない。また、共犯者Fと共に、自ら警察署に出頭しているものの、両人を除く共犯者ら全員が既に出頭しており、早晚犯行の発覚が必至な状況であったのであるからこの点を酌むことはできない。被告人Aの難聴や軽度知的障害、これらに対する適切なサポートを受けることができなかったことが、被告人Aが自身の複雑な感情を暴力に発展させる行動パターンを獲得するのに一定程度影響したことは否定できないものの、家庭内で暴力行為に及んでいた形跡はないこと等に照らし、暴力を振るう相手や状況を選んでいたことがうかがわれ、結局のところ暴力という手段を選択するか否かは被告人Aが自ら決定していたものと考えられる。そうすると、前記の諸事情が本件に与えた影響は限定的であり、これを被告人Aのために大きく考慮することはできない。また、被告人Aは、当公判廷において、被害者や被害者遺族らに対する謝罪の言葉を述べるものの、自らの行動の要因を他者に求めるなど他責的な発言がある一方

で、自身の行為が及ぼした影響や、自身の内面的な問題について理解を深めることはできておらず、自らの犯した罪に十分に向き合うことができていないと難しい。

以上のことからすれば、若年であることなどを最大限考慮しても、本件事案の悪質さや終始犯行を主導し、被害者の死亡にも大きく寄与した被告人Aの責任の重さからすれば、検察官の求刑どおり、無期懲役に処するのが相当である。

3 被告人Bについて

被告人Bは、被告人Aに次いで多数回の激しい暴行に及び、特に出血の多かった頭部、顔面への暴行も認められる上、被告人Bの加担は、結果として暴行が集団による長時間で苛烈なものとなったことにもつながっており、死亡結果への寄与度は大きい。加えて、被告人Aに対して被害者の着衣に指紋が付着するとまづいかもしれないなどと伝え、被害者を全裸にするきっかけを作出するなど被害者の尊厳を侵害したことへの寄与も認められる。金品奪取の点についてみても、被害者から2000円を奪った被告人Aが更に金品を要求すると、「銀行ないの」と言って銀行預金にまで対象を拡大させた上、「かばんひっくり返せ」などと言って被告人Aと共に執拗に金品を要求していることに加え、被告人Aの指示のもとカードの暗証番号を聞き出すために被害者に対して暴行するなど果たした役割は大きい。さらに、犯行後には、被告人Aと共に被害者から奪ったスマートフォンを破壊し、衣服や持ち物を川へ投棄するなどの証拠隠滅行為に及んでいる。以上によれば、被告人Bは、本件犯行を主導したとはいえないものの、その責任は重い。

被告人Bが被告人Aの指示を受けて、空気を乱してはいけない、共犯者らから見直されたいなどと思って暴行に加担した経緯については、幼少期からの父親による虐待に起因する対人関係を力関係に基づいて捉える認知傾向が一定程度影響したことも否定できない。もっとも、その影響は限定的であり、この点を大きく考慮することはできない。また、共犯者D及び共犯者Eと共に自ら警察署に出頭

したことにについても早晩犯行の発覚が必至の状況で酌むことはできない。

他方、被告人Bに前歴はなく、被害者や被害者遺族へ反省の弁を述べ、自らの行動の影響や、犯行に至った自己の問題点について、犯行直後に比して内省の深まりが認められるなど被告人Bのために酌むべき事情も存在する。

このような事情に加え、被告人Bが本件犯行当時17歳であったことなどを考慮し、酌量減軽をすることとはするが、本件事案の悪質さ、被害者の死亡結果への寄与度を含む責任の重さからすれば、被告人Bに対しては、検察官の求刑どおり、有期懲役刑の上限である懲役30年に処するのが相当である。

4 よって、主文のとおり判決する。

(求刑－被告人Aにつき無期懲役、被告人Bにつき懲役30年)

令和8年8月7日

札幌地方裁判所刑事第2部

裁判長裁判官 高杉昌希

裁判官 織本もなみ

裁判官 伊藤美沙